

人権教育を取り巻く諸情勢について

～人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定以降の補足資料～

本資料は、教育委員会や学校現場の人権教育担当者向けに、人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして作成した参考資料です（提言書や報告書ではありません）。

令和3年3月

学校教育における人権教育調査研究協力者会議

（令和6年3月改訂）

目 次

はじめに	1
I. 学校における人権教育の推進	3
1. 人権教育の重要性	3
2. 人権教育の総合的な推進	3
(1) 人権教育の充実を目指した教育課程の編成	4
① 社会に開かれた教育課程の実現	5
② カリキュラム・マネジメントの推進	5
③ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善	6
(2) 人権尊重の理念に立った生徒指導	7
(3) 人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり	8
II. 人権教育をめぐる社会情勢	9
1. 国際社会の主な動向	9
2. 国内の個別的な人権課題の主な動向	10
(1) 子供の人権	10
① いじめ	11
② 不登校	12
③ 児童虐待等	12
(2) 子供以外の個別的な人権課題	14
① 北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加	14
② 「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定	14
③ 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定	15
④ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定	16
⑤ 「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定	17
⑥ 「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定	17
⑦ インターネット上の誹謗中傷への対応	19
⑧ 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定	20
⑨ ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ	20
⑩ 新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応	22
⑪ 「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定	23
⑫ 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定	24
⑬ 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定	25
参考資料	27

はじめに

全国の学校・教育委員会において幅広く活用されている人権教育の手引きである「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」¹（平成20年3月人権教育の指導方法等に関する調査研究会議。以下「第三次とりまとめ」という。）が策定されてから10年以上が経過した。この間、学校関係者の多大なる御尽力により、学校における人権教育は着実に進展している。

国際社会の動向を見ても、主に国際連合が中心となって進められている「人権教育のための世界計画」は、第三次とりまとめ策定時には第1フェーズの最中であつたところ、現在では第4フェーズとなり、令和7年に向けて、第5フェーズの検討が開始されている。また、SDGsの土台にも人権が据えられており、人権を抜きにしてその目標を達成することは困難である。加えて、平成23年には、国際連合の人権理事会で「ビジネスと人権に関する指導原則」が支持され、令和2年10月には、我が国で「ビジネスと人権に関する行動計画」が採択された。こうした国際的潮流の中で、人権教育の推進を継続的に図ることはますます重要となっている。

一方、第三次とりまとめの策定時から、国民の意識や社会情勢は大きく変化している。それに伴い、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われるとともに、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢も大きく変化している。

社会情勢の変化はスピードを増しており、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things（IoT）、ロボティクス等の先端技術が高度化してあらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society 5.0 時代が到来しつつある。Society 5.0 は、「必要なもの・サービスを、必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供し、社会の様々なニーズにきめ細かく対応でき、あらゆる人が質の高いサービスを受けられ、年齢、性別、地域、言語といった様々な違いを乗り越え、生き生きと快適に暮らすことができる社会」²とされている。こうした社会の実現に当たっては、技術革新が進む中で AI 等の先端技術が人権と調和した形で社会に実装されるよう³、あらゆる分野で人権に関する理解を深め、人権感覚を養い、

¹ 基本的な方法論を提示している「指導等の在り方編」のほか、実践事例等を取りまとめた「実践編」が作成されている。実践編は2分冊となっており、学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等や人権教育の指導内容と指導方法、教育委員会及び学校における研修等の取組をまとめたものと、個別的人権課題に対する取組をまとめたものがある。

² 第5期「科学技術基本計画」（平成28年1月22日閣議決定）第2章（2）①参照。

³ 平成31年3月には、統合イノベーション戦略推進会議において「人間中心のAI社会原則」が取りまとめられている。なお、同原則は、「多くの科学技術と同様、AIも社会に多大なる便益をもたらす一方で、その社会への影響力が大きいがゆえに、適切な開発と社会実装が求められる」（1はじめに）とした上で、「（1）人間の尊厳が尊重される社会（Dignity）」「（2）多様な背景を持つ人々が多様な幸せを追求できる社会（Diversity & Inclusion）」「（3）持続性ある社会（Sustainability）」の「3つの価値を理念として尊重し、その実現を追求する社会を構築していくべきと考える」（2基本理念）と指摘している。

人権尊重の精神を涵養することや、社会の変化を踏まえつつ人権を巡る様々な要素を随時捉え直していくことが必要不可欠であり、学校における人権教育の重要性はますます高まるものと考えられる。このことを、まずもって確認しておく。

第三次とりまとめでは、個々の権利には固有の価値があり、どれもが大切であるとした上で、全国各地で児童生徒をめぐって生じている様々な事態にかんがみ、人間の生命はまさにかげがえのないものであり、これを尊重することは何よりも大切なことであることについて、改めて強調しておきたい⁴とされている。このことは、本資料に掲載している個別的な人権課題である子供の人権や北朝鮮当局による拉致問題等からハンセン病、そして新型コロナウイルス感染症における偏見・差別への対応に至るまで、新たな人権課題に日々直面する今日においても同様に、重要な視点である。

「安全と生存」（日本国憲法前文）と「個人の尊厳」（教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）前文）を守り、発展させる「人権尊重の精神の涵養」（「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年法律第 147 号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第 2 条）を目的とする教育活動である人権教育が、学校と教育における最重要課題の一つであることを、あらためて指摘しておく。

令和の時代には、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められる。このため、第三次とりまとめ策定後の社会情勢の変化を踏まえ、第三次とりまとめを補足するものとして、本資料を作成した。第三次とりまとめと併せ、本資料が全国の学校・教育委員会で幅広く活用され、学校における人権教育がこれまで以上に充実することを期待する。

⁴ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第 I 章 1.（1）参照。

I. 学校における人権教育の推進

1. 人権教育の重要性

人権教育の意義や概念は、「人権教育・啓発推進法」や「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）、第三次とりまとめで既に言及⁵されているが、国民の意識や社会情勢の変化に伴い、その重要性は更に高まっている。

個別的な人権課題のうち、学校にとっても最も関わりの深い「子供」について、いじめの認知件数や重大事態の件数、暴力行為の発生件数は、令和 4 年度にはいずれの件数ともに前年度より増加した。また、不登校児童生徒数⁶は 10 年連続、児童相談所における児童虐待相談対応件数⁷は 31 年連続で増加している。

また、「子供」以外の個別的な人権課題でも、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号）や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成 25 年法律第 65 号）、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 68 号）、「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 109 号）、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」（平成 31 年法律第 16 号）、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」（令和 5 年法律第 68 号）等、立法措置が相次いでいる。これらの法律の中には、差別の解消のための教育の必要性が明記されているものも存在している。

こうした情勢を踏まえ、学校種を問わず、全ての学校において、人権教育のより一層の推進が必要とされている。

2. 人権教育の総合的な推進

学校における人権教育の指導方法等は、第三次とりまとめで言及⁸されているが、その理念や内容自体は変わるものではない。人権教育は、学校の教育活動全体を通じて推進することが大切であり、そのためには、人権尊重の精神に立つ学校づくりを進め、人権教育の充実を目指した教育課程の編成や、人権尊重の理念に立った生徒指導、人権尊重の視点に立った学級経営等が必要である⁹。

そして、特に近年では、学習指導要領の改訂や、生徒指導提要の改訂、学校

⁵ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第 I 章参照。

⁶ 文部科学省「令和 4 年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」では、小・中・高・特別支援学校におけるいじめの認知件数は 681,948 件、重大事態の件数は 923 件、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 95,426 件、小・中学校における不登校児童生徒数は 299,048 人となっており、第三次とりまとめ策定時よりもいずれも増加している。

⁷ 厚生労働省「令和 3 年度児童相談所での児童虐待相談対応件数」では 207,660 件となっており、第三次とりまとめ策定時より増加している。

⁸ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第 II 章や実践編参照。

⁹ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第 II 章第 1 節 1. 参照。

における働き方改革、GIGA スクール構想¹⁰などが進んでおり、学校を取り巻く情勢は大きく変化している。このような学校制度の改革の趣旨を踏まえた、人権教育のより一層の推進が求められる。

（１）人権教育の充実を目指した教育課程の編成

教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校における人権教育は、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて¹¹行うこととなる。その際には、人権教育の目標と各教科等の目標やねらいとの関連を明確にした上で、人権に関する意識・態度、実践力を養う人権教育の活動と、それぞれの目標・ねらいに基づく各教科等の指導とが、有機的・相乗的に効果を上げられるようにしていくことが重要であると第三次とりまとめでは言及¹²されている。

国が定める教育課程の基準である学習指導要領は、平成 27 年 3 月に、小学校学習指導要領と中学校学習指導要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が一部改正され、道徳の時間が「特別の教科 道徳」¹³として位置付けられた。これにより、多様で効果的な道徳教育の指導方法へと改善されるとともに検定教科書が導入され、一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価が充実されている。また、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の 3 つの柱で再整理し、社会に開かれた教育課程の実現や、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を目指すため、平成 29 年 3 月に小学校学習指導要領と中学校学習指導要領が、平成 29 年 4 月に特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が、平成 30 年 3 月に高等学校学習指導要領が、平成 31 年 2 月に特別支援学校高等部学習指導要領が改訂された（以下、これらの改訂された学習指導要領を「学習指導要領」という。）¹⁴。

学習指導要領では、その理念を明確にし、社会で広く共有されるよう、初めて前文が設けられた。前文では、「教育基本法」第 1 条（教育の目的）と第 2 条（教育の目標）の規定が引用されており、その中では、個人の価値の尊重、正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力、生命の尊重といった人権教育とも関係の深い言葉が列記されている。それに続き、「これからの学校には、こうした教育の目的及び目標の達成を目指しつつ、一人一人の児童（生徒）が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊

¹⁰ 小中学校に 1 人 1 台 ICT 端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備する構想。「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（令和元年 12 月 5 日閣議決定）でその方針が示されている。

¹¹ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第 1 節 1. 参照。

¹² 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第 1 節 1.（2）参照。

¹³ 小学校と特別支援学校小学部は平成 30 年度、中学校と特別支援学校中学部は令和元年度から実施。知的障害者である生徒に対する教育を行う特別支援学校高等部は令和 2 年度から年次進行で実施。

¹⁴ 小学校と特別支援学校小学部は令和 2 年度、中学校と特別支援学校中学部は令和 3 年度から全面实施。高等学校と特別支援学校高等部は令和 4 年度から年次進行で実施。

重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるようにすることが求められる」と記載されている。これは、人権尊重の精神の涵養を目的とし、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動を取ることにつながる意識・意欲・態度を育成しようとする人権教育の理念¹⁵とも共通している。

このような学習指導要領の内容を踏まえ、教育課程の中で、人権教育を適切に位置付け、普段の授業の中でも人権を意識し、人権教育を進めていくことが必要である。

学習指導要領に新たに盛り込まれた要素である、社会に開かれた教育課程の実現、カリキュラム・マネジメントの推進、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善について、第三次とりまとめとの関係性は、以下のとおりである。

①社会に開かれた教育課程の実現

学習指導要領の前文では、「教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会を創るという理念を学校と社会とが共有し、それぞれの学校において、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働によりその実現を図っていくという、社会に開かれた教育課程の実現が重要」と記載されている。

第三次とりまとめでは、人権教育と社会との関わりについて、人権教育の実践が、民主的な社会及び国家の形成発展に努める人間の育成、平和的な国際社会の実現に貢献できる人間の育成につながっていく¹⁶とされており、人権教育が社会に対して果たすべき役割は大きいことが分かる。学校において教職員が、児童生徒に対して人権教育を行うことは、社会の良識の根幹を支える営みと言っても過言ではない。教職員が人権教育を実践する際には、社会とのつながりを意識し、社会に開かれたものとする必要がある。

また、家庭や地域社会との連携・協働も重要である。学習指導要領の総則では、「学校や地域の実態等に応じ、教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること」と記載されており、第三次とりまとめでも、学校における人権教育の取組は、家庭、地域、関係諸機関の人々をはじめ、多くの人々に支えられてこそ、その効果を十全に発揮できる¹⁷とされている。

②カリキュラム・マネジメントの推進

学習指導要領の総則では、「各学校においては、児童（生徒）や学校、地域の

¹⁵ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅰ章１．参照。

¹⁶ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅰ章２．（１）参照。

¹⁷ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第１節３．参照。

実態を適切に把握し、教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図っていくこと（以下「カリキュラム・マネジメント」という。）に努めるものとする」と記載されている。

（１）で述べたとおり、教育課程においては、各教科等の形で「人権教育」が設定されていないため、学校で人権教育を行うに当たっては、各教科や「特別の教科 道徳」、総合的な学習（探究）の時間、特別活動、教科外活動等のそれぞれの特質を踏まえつつ、教育活動全体を通じて¹⁸行うこととなる。このため、教科等横断的な視点は、人権教育においては特に重要である。

また、第三次とりまとめでは、学校としての組織的な取組を推進するに当たっては、校内における推進体制を確立するとともに、各教職員による効果的・効率的な役割分担の下に、その機能の充実を図ることや、各学校において、各学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが求められている。そして、その点検・評価は、学校全体の組織的な取組として、人権教育の年間指導計画に沿って行い、次年度における年間指導計画の見直しや、指導の改善につなげていくことが必要¹⁹であるとされている。このように、人権教育においても、カリキュラム・マネジメントの推進が必要とされている。

③主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

学習指導要領の総則では、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うことが求められており、各教科等の指導に当たっての配慮事項が示されている。

第三次とりまとめでは、人権教育を通じて育てたい資質・能力について、知識的側面、価値的・態度的側面、技能的側面の３つの側面から捉えているが、人権感覚を育成する基礎となる価値的・態度的側面と技能的側面については、児童生徒が自ら主体的に、学級の他の児童生徒とともに学習活動に参加し、協力的に活動し、体験することを通して初めて身に付くものとされている。人権教育の指導方法の基本原則として、児童生徒の「協力」、「参加」、「体験」を中核に置き、「協力的な学習」、「参加的な学習」、「体験的な学習」を行うことも示されている。²⁰こうした学習は「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善にもつながるものであり、人権に関する知的理解や人権感覚を養い、自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育て、その結果、自分の人権を守り、他者の人権を守るための実践行動²¹がとれるようになる。

また、GIGA スクール構想により、小中学校では１人１台端末と高速大容量の

¹⁸ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第１節１．参照。

¹⁹ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第１節２．参照。

²⁰ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第２節３．参照。

²¹ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅰ章１．【参考】参照。

通信ネットワークの整備が進んだが、こうした学習活動を行う際にも、ICT 機器の活用が効果的である。例えば、インターネットを使って調べ学習を行うことや、電子黒板やタブレット等を活用して、個々の児童生徒の意見をクラス全員で共有し、他者の意見も踏まえて自分の考えをより深めること、遠方にいる外部講師や関係施設とインターネットでつないで講話を聞くこと、海外の学校とオンラインで交流を行うことなど、ICT 機器の利点を活かした学習により、こうした学習方法を更に深めることが可能となる。

（２）人権尊重の理念に立った生徒指導

生徒指導の充実については、学習指導要領の総則に記載されているが、学校の教育活動全体を通じて行うこととなる人権教育でも、その果たすべき役割は大きい。第三次とりまとめにおいても、人権教育と生徒指導の関係について言及している²²。

生徒指導に関しては、平成 22 年 3 月に、生徒指導に関する学校・教職員向けの基本書である生徒指導提要がとりまとめられ、令和 4 年 12 月に改訂された²³。これを基に、生徒指導の実践に際し、教職員の共通理解を図り、組織的・体系的な取組を進めることが重要である。生徒指導提要における生徒指導の定義は、「社会の中で自分らしく生きることができる存在へと児童生徒が、自発的・主体的に成長や発達する過程を支える教育活動」²⁴とされており、生徒指導の取組に当たっては、児童生徒一人一人の自己実現を支援し、自己指導能力・問題解決能力を育成するとともに、併せて人権感覚の涵養を図っていくことが期待される。特に、「児童生徒が自発的・主体的に自らを発達させていくことを尊重し、その発達の過程を学校や教職員が支える」²⁵という発達支持的生徒指導と、共生社会の一員となるための人権教育の双方の推進を通じて、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚の育成を図ることが重要である。

また、生徒指導を実践する上で、児童の権利条約の四つの原則を理解しておくことの大切さにも言及しており、「児童の権利に関する条約」は、「第一に、児童生徒に対するいかなる差別もしないこと、第二に、児童生徒にとって最もよいことを第一に考えること、第三に、児童生徒の命や生存、発達が保障されること、第四に、児童生徒は自由に自分の意見を表明する権利を持っていること」という四つの原則が定められていること、安全・安心な学校づくりは、生徒指導の基本であり、教職員、児童生徒、保護者、地域の人々にとっては、この四つの原則を含め、「児童の権利に関する条約」の理解が必須であり、児童生徒の人権尊重という場合に、教職員が「児童の権利に関する条約」について理

²² 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第 1 節 1.（3）参照。

²³ 令和 3 年 7 月以降、「生徒指導提要の改訂に関する協力者会議」で改訂の検討が進められた。

²⁴ 生徒指導提要 1.1.1 生徒指導の定義と目的 参照。

²⁵ 生徒指導提要 1.2.2 発達支持的生徒指導 参照。

解することの重要性が明記された。²⁶

このほか、令和4年12月に策定された「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」では、「体罰（暴力）やハラスメント（生徒の人格を傷つける言動）は、いかなる場合も許されない」と記載されている。特に運動部活動については、平成25年5月に策定された「運動部活動での指導のガイドライン」において、「指導に当たっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定するような発言や行為は許され」ないことや「指導者は、生徒のリーダー的な資質能力の育成とともに、協調性、責任感の涵養等の望ましい人間関係や人権感覚の育成、生徒への目配り等により、上級生による暴力行為やいじめ等の発生の防止を含めた適切な集団づくりに留意することが必要」と記載されている。

（３）人権尊重の視点に立った学級経営や学校づくり

人権教育の推進を図る上では、もとより教育の場である学校が、人権が尊重され、安心して過ごせる場とならなければならず、学校生活全体において人権が尊重されるような環境づくりを進めていく必要がある。こうした学校・学級の雰囲気は、正規の教育課程と並び、「隠れたカリキュラム」として児童生徒の人権感覚の育成の面で重要であることが、第三次とりまとめでも言及²⁷されている。

人権教育を行う上で理想的な学校や学級をつくるにあたっては、その担い手となる教職員が長時間勤務の中で疲弊している状況では実現が難しい。人権教育を推進する観点でも、学校における働き方改革を進めることが必要である。教職員には、日々の生活の質や教職人生を豊かにすることで、自らの人間性や創造性を高め、その中で人権感覚も培い、教育活動に活かしていくことが求められる。

また、学校において、人権教育を組織的に進めていくに当たっては、校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって取り組む体制を整える必要²⁸がある。学校の組織運営に関しては、「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）」（平成31年1月25日中央教育審議会）の中で、主幹教諭や指導教諭、事務職員等のミドルリーダーの重要性について指摘されている。人権教育においても、ミドルリーダーが校長等の管理職を補佐し、若手の教職員への支援・指導を行うことで、組織的な取組の更なる推進が見込まれる。

こうしたことも踏まえつつ、人権教育も含め教育課程の編成・実施に当たっては、教師の働き方改革に配慮することが必要である。

²⁶ 生徒指導提要 1.5.1 児童生徒の権利の理解 参照。

²⁷ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅰ章 2.（2）【参考】、第Ⅱ章第1節 1.（4）参照。

²⁸ 第三次とりまとめ指導等の在り方編第Ⅱ章第1節 2. 参照。

Ⅱ．人権教育をめぐる社会情勢

1．国際社会の主な動向

人権教育における国際的な取組は、主に国際連合が中心となって進められている。現在まで続いている取組として、平成 17（2005）年から始まった「人権教育のための世界計画」がある。第三次とりまとめ策定時は、その第 1 フェーズ（テーマ：「初等中等教育」）の最中であつたが、平成 22（2010）年からは第 2 フェーズ（テーマ：「高等教育のための人権教育」及び「教育者、公務員、法執行者や軍隊への人権教育プログラム」）、平成 27（2015）年からは第 3 フェーズ（テーマ：「メディア専門家及びジャーナリストへの人権教育の促進」）、令和 2（2020）年からは第 4 フェーズ（テーマ「青少年のための人権教育」）となっており、いずれも我が国は共同提案国となっている。なお、令和 7（2025）年に向けて、第 5 フェーズの検討が開始されているところである。このほか、平成 23（2011）年には、「人権教育及び研修に関する国連宣言」も採択されている。

また、平成 27（2015）年には、国連サミットで「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されている。これは、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指すものであり、その前文では、「すべての人々の人権を実現」するとされているほか、本文でも「我々は、人権、人の尊厳、法の支配、正義、平等及び差別のないことに対して普遍的な尊重がなされる世界を思い描く」、「我々は、世界人権宣言及びその他人権に関する国際文書並びに国際法の重要性を確認する。我々は、すべての国が国連憲章に則り、人種、肌の色、性別、言語、宗教、政治若しくは信条、国籍若しくは社会的出自、貧富、出生、障害等の違いに関係なく、すべての人の人権と基本的な自由の尊重、保護及び促進責任を有することを強調する」など、人権に関する様々な内容が盛り込まれている。この中で、2030 年を年限とする 17 の持続可能な開発のための目標が掲げられているが、これが SDGs²⁹である。①貧困、②飢餓、③保健、④教育、⑤ジェンダー、⑥水・衛生、⑦エネルギー、⑧経済成長と雇用、⑨インフラ、産業化、イノベーション、⑩不平等、⑪持続可能な都市、⑫持続可能な生産と消費、⑬気候変動、⑭海洋資源、⑮陸上資源、⑯平和、⑰実施手段の 17 項目について目標が定められており、人権に関する内容も含まれている。例えば、④教育の 4.7 では「2030 年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする」とされている。

なお、学習指導要領では、前文や総則で「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各教科においても関連する内容が盛り込まれている。SDGs

²⁹ Sustainable Development Goals の略。17 の目標の下、169 のターゲット、232 の指標がある。

を授業で取り扱い、その中にちりばめられている人権に関する内容を学習することも、人権教育の一つの取組³⁰である。

2. 国内の個別的な人権課題の主な動向

「人権教育・啓発に関する基本計画」第4章2では、個別的な人権課題として、女性、子供³¹、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者・ハンセン病患者等、刑を終えて出所した人、犯罪被害者等、インターネットによる人権侵害、北朝鮮当局による拉致問題等が列記³²されている。これらの人権課題について、第三次とりまとめの策定時からの情勢の変化を、個別の立法措置などを中心にまとめると、以下のとおりである。³³

(1) 子供の人権

個別的な人権課題の中でも、学校にとって最も関わりが深いのは子供の人権である。子供の人権に関しては、「こども基本法」(令和4年法律第77号)や児童の権利条約をはじめとする様々な国内法令や国際条約等においてその基本原理や理念が示されており、人権教育の中では、子供の人権が保障されているという前提について、まず理解することが必要である。

「こども基本法」においては、「国は、この法律及び児童の権利に関する条約の趣旨及び内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得よう努めるものとする。」ことが定められており、さらに同法に基づき令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」³⁴では、「全てのこども・若者に対して、こども基本法の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行うとともに、こどもの権利条約の認知度を把握しつつその趣旨や内容についての普及啓発に民間団体等と連携して取り組むことにより、自らが権利の主体であることを広く周知する」ことが掲げられており、政府として、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有に取り組むこととしている。

個別論点としては、いじめ、不登校、児童虐待等が挙げられ、これらについての状況は以下のとおりである。

³⁰ SDGs の概念を深く理解することが難しい学年でも、例えば、SDGs のアイコンを取り上げ、そこからイメージされることを人権とつなげていく、という学習を行うことも考えられる。

³¹ 「人権教育・啓発に関する基本計画」では「子ども」と表記されているが、本資料では「子供」と表記する((1)③では「児童」と表記)。

³² この12事項以外にも「その他」も設けられている。

³³ 第三次とりまとめ策定後の個別的な人権課題の動向は多岐に渡っており、本資料で取り上げた立法措置以外にも様々なものがある。例えば、女性に関するものとして、令和2年12月25日に閣議決定された「第5次男女共同参画基本計画」では、目指すべき社会として「男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会」を掲げており、第2部政策編では、人権に関する記載が随所に盛り込まれている。

³⁴ 「こども大綱」(令和5年12月22日閣議決定)

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-taikou>

①いじめ

いじめに関する法律として、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）が、平成 25 年 6 月に公布されている。この法律は、いじめの防止、早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めることにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的としている。

第 1 条では、「いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである」と規定されており、いじめが人権侵害であることを明らかにしている。

また、第 11 条に基づき、文部科学大臣が定めている「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 25 年 10 月 11 日文部科学大臣決定（最終改定：平成 29 年 3 月 14 日））では、「大人社会のパワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどといった社会問題も、いじめと同じ地平で起こる。いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、子供が接するメディアやインターネットを含め、他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容したり、異質な他者を差別したりといった大人の振る舞いが、子供に影響を与えるという指摘もある」³⁵とされており、学校の中で起こるいじめと、社会の中で起こる問題との関係性にも触れている。

いじめに関しては、それ自体が人権侵害であり、同法に基づき適切に対応することは当然であるが、いじめに取り組む基本姿勢として、人権尊重の精神を貫いた教育活動を展開することが求められる。特に、児童生徒が、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができる人権感覚を身に付けるように働きかけるためには、教職員が、一人一人の児童生徒が大切にされることを目指す人権教育と生徒指導は密接な関係にあり、いじめ防止につながる相乗的な効果を持つものであることを意識することが必要³⁶である。

さらに、いじめの未然防止の観点からは、「いじめは良くない」ということを頭で理解しているだけでなく、行動レベルで「いじめはしない」という感覚を、学校や家庭での日常生活の中で身につけるように働きかけることが重要である。学校においては、道徳科や学級活動・ホームルーム活動などの時間に、実際の事例や動画などを教材に児童生徒同士で検討したりするなど、体験的な学びの機会を用意することが求められる。児童生徒がいじめの問題を自分のこととしてとらえ、考え、議論することにより、いじめに対して正面から向き合うことができるような実践的な取組を充実させることが重要³⁷である。

³⁵ 「いじめの防止等のための基本的な方針」第 1 1 「いじめ防止対策推進法制定の意義」参照。

³⁶ 生徒指導提要 4.3.1 いじめ防止につながる発達支持的生徒指導 参照。

³⁷ 生徒指導提要 4.3.2 いじめの未然防止教育 参照。

②不登校

子供の人権において、不登校は、子供の教育を受ける権利の保障という面で関係がある。不登校に関する法律として、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（平成 28 年法律第 105 号）が、平成 28 年 12 月に公布されている。この法律は、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

第 1 条では、同法の性質について、「教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり」るものであると規定されており、子供の教育を受ける権利³⁸を保障するためのものであることが示されている。

近年、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は急増しており、令和 4 年度で約 36 万人となっている。校内教育支援センター・学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）の設置促進、教育支援センターの機能強化等といった多様な学びの場の確保、教育相談体制の充実に加え、民間団体や NPO 法人等が運営するフリースクールが増えつつある中、こうした関係機関との連携など、子供の教育を受ける権利の保障の観点から、教育委員会・学校による一層の取組が求められる。

③児童虐待等

「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12 年法律第 82 号）第 1 条では、「児童虐待が児童の人権を著しく侵害」するものと規定されており、児童虐待が人権侵害であることを明らかにしている。児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加しており、中には死亡にまで至るまでの事案も発生していることから、同法や「児童福祉法」（昭和 22 年法律第 164 号）などの関係法令は度々改正され、児童虐待を防止するための対策が強化されている。

例えば、「児童福祉法」の平成 28 年改正では、第 1 条が「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する」と改正されており、児童の有する権利が明確化された。また、「児童福祉法」や「児童虐待の防止等に関する法律」の令和元年改正では、親権者等が児童のしつけに際して体罰を加えてはならないなど、児童の権利擁護に関する内容が盛り込まれた。

³⁸ 教育基本法第 4 条第 1 項では、「すべて国民は、ひとしく、その能力に応じた教育を受ける機会を与えられなければならない。人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。」と規定されている。また、児童の権利に関する条約第 28 条では、締約国に対し、教育についての児童の権利を認めることが規定されている。

さらに、親から子に対する懲戒権について定める民法の規定³⁹が児童虐待を正当化する口実に利用されていると指摘されていたことから、令和4年12月には、この規定を削除し、「親権を行う者は、前条⁴⁰の規定による監護及び教育をするに当たっては、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならない、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならない。」との規定を新たに設ける民法等の改正案が成立した。

児童虐待のほかにも、児童に対する人権侵害は存在する。その一つに、児童買春や児童ポルノがあり、これらの行為は児童に対する性的搾取や性的虐待に該当する。これらの行為を取り締まるための法律として、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11年法律第52号）があり、平成26年改正では、自己の性的好奇心を満たす目的での児童ポルノの所持・保管や、盗撮による児童ポルノを製造する行為を処罰する罰則が新設されるなど、児童の性被害を防止するための措置が強化されている。

これらの問題に横断的にかかわる取組として、令和4年6月、「こども⁴¹の健全な成長及びこどものある家庭における子育てに関する支援並びにこどもの権利利益の擁護に関する事務」等を担う組織である「こども家庭庁」を設立するための「こども家庭庁設置法」（令和4年法律第75号）が成立し、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足した。同法では、虐待やいじめの防止等に関する相談の体制など地域における体制の整備などの事務をこども家庭庁が所掌すること等を定めている。また、令和4年6月、「こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定める」「こども基本法」も成立し、令和5年4月に施行された。同法では、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」などが掲げられた。また、こども施策を策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となるこども等の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられている。さらに、「こども大綱」では、こども施策に関する基本的な方針として、「こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る」ことや、「こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めて

³⁹ 令和4年12月改正前の第822条。「親権を行う者は、第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲内でその子を懲戒することができる。」と定めていた。

⁴⁰ 「親権を行う者は、子の利益のために子の監護及び教育をする権利を有し、義務を負う。」と定める民法第820条を指す。

⁴¹ こども家庭庁設置法では、「こども」を「心身の発達の過程にある者」と定義している。

いく」ことが掲げられている。そして、こども施策に関する重要事項として「こどもの教育、養育の場においてこどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進する」ことや、「校則の見直しを行う場合にはその過程でこどもや保護者等の関係者からの意見を聴取した上で決めていくことが望ましいことから、学校や教育委員会等に対してその旨を周知するとともに、各地の好事例の収集、周知等を行う」ことなどが定められた。

このほか、令和3年2月以降、社会的不安に寄り添い、深刻化する社会的な孤独・孤立の問題について、政府全体として総合的かつ効果的な対策を検討・推進しており、同年12月には「孤独・孤立対策の重点計画⁴²⁾」（令和3年12月28日 孤独・孤立対策推進会議決定。令和4年12月26日改訂）が策定された。同計画に基づく施策として、児童生徒における重大ないじめ対策の推進や、不登校児童生徒への支援の推進などが定められている。また、令和5年5月、「総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進することを目的」として、「孤独・孤立対策推進法」（令和5年法律第45号）⁴³⁾が成立した。

（２）子供以外の個別的な人権課題

子供以外の個別的な人権課題を人権教育の中で扱う場合には、子供と同様、これらの人権課題に関わる当事者の人権が保障されているという前提について、まず考え理解することが必要である。これらの人権課題の状況は以下のとおりである。ここでは課題ごとではなく時系列で、第三次とりまとめ策定後に生じた主な情勢の変化についてまとめる。

①北朝鮮当局による拉致問題等の個別的な人権課題への追加

北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権や国民の生命と安全に関わる重大な問題である。「人権教育・啓発に関する基本計画」が閣議決定された平成14年当時には、北朝鮮当局による拉致問題等は盛り込まれていなかったが、平成23年4月に同基本計画が一部変更⁴⁴⁾され、個別的な人権課題として新たに盛り込まれた。

この中では、「学校教育においては、児童生徒の発達段階等に応じて、拉致問題等に対する理解を深めるための取組⁴⁵⁾を推進する」とされている。

②「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」の制定

障害者に関する法律として、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、平成23年6月に公布されている。この法律は、障害者

⁴²⁾ https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/juten_keikaku/r04/jutenkeikaku.pdf

⁴³⁾ 施行期日は、令和6年4月1日。

⁴⁴⁾ 現在までに「人権教育・啓発に関する基本計画」が変更されたのはこの1回となっている。

⁴⁵⁾ 内閣官房拉致問題対策本部では、中学生や高校生を対象とした北朝鮮人権侵害問題啓発週間作文コンクールの実施や、アニメ「めぐみ」等の映像作品等の学校での活用を促すなどの取組を行っている。

虐待の防止等に関する国等の責務や、障害者虐待を受けた障害者に対する保護や自立の支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止等に関する施策を促進するものである。

第1条では、障害者虐待について「障害者の尊厳を害するもの」であり、同法が「障害者の権利利益の擁護に資することを目的」とすることが規定されており、虐待という人権侵害から障害者を守るものであることが示されている。

③「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の制定及び一部改正

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」に続き、障害者に関する法律である「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が、平成25年6月に公布されている。この法律は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、行政機関等や事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とした差別の解消を推進するものである。

第1条では、「全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する」ことや、「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的」とするものであることが規定されている。

同法は、「障害者基本法」(昭和45年法律第84号)が第4条において「障害者の権利に関する条約」の趣旨を基本原則として取り込む形で規定した、障害を理由とする差別等の権利侵害の禁止、社会的障壁の除去を怠ることによる権利侵害の防止、国による啓発・知識の普及を図るための取組を具体化するものである。

学校を含む行政機関等と事業者は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否したり、場所や時間を制限したり、障害のない者には付さない条件を付すなどにより、障害者の権利利益を侵害すること(不当な差別的取扱い)が禁止されている。また、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合、過重な負担がない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要かつ合理的な配慮(合理的配慮)を行うことが必要とされている。

なお、令和6年4月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律」が施行⁴⁶され、これまで努力義務であった事業者による合理的配慮の提供が義務化されるとともに、行政機関相互間の連携の強化を図るほか、障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化する措置(相談体制の充実や事例の収集・提供の確保等)を講ずることとなる。文部科学省においては、当該法律が改正されることに伴い、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、合理的

⁴⁶ 公布日は、令和3年6月4日。

配慮の提供義務違反に該当すると考えられる例などの記載を拡充するとともに、その内容を各都道府県等に対して通知⁴⁷した。

④「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の制定

外国人の人権に関する法律として、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」⁴⁸が、平成 28 年 6 月に公布されている。この法律は、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動であるヘイトスピーチ⁴⁹の解消に向けた取組について、基本理念を定め、国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的としている。

同法には前文⁵⁰が設けられており、「我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する」と規定されている。

第 6 条は、教育の充実等に関する条文となっており、国の責務として、ヘイトスピーチを解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うこと、地方公共団体の責務として、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、ヘイトスピーチを解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めることとされている。

前文や第 6 条では、ヘイトスピーチを解消するためには、人権教育が重要であることが示されている。

⁴⁷ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/mext_02599.html

⁴⁸ ヘイトスピーチ解消法と称されることもある。

⁴⁹ ヘイトスピーチ解消法におけるヘイトスピーチ（本邦外出身者に対する不当な差別的言動）の定義は、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動」（第 2 条）とされている。なお、同法が審議された国会の附帯決議のとおり、第 2 条が規定する「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」以外のものであれば、いかなる差別的言動であっても許されるとの理解は誤りであり、本法の趣旨、日本国憲法及びあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約の精神に鑑み、適切に対処することとされていることに留意する必要がある。

⁵⁰ 条文本体の前に置かれる、その法律の制定の趣旨、理念、目的などを強調して述べる文章。具体的な規範を定めるものではないが、各条文の解釈の基準となるものとされている。なお、法律の場合、前文は付されないことが通例である。

⑤「再犯の防止等の推進に関する法律」の制定

刑を終えて出所した人⁵¹の人権に関する法律として「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号)が、平成 28 年 12 月に公布されている。この法律は、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としている。

第 13 条では、非行少年等に対する支援について規定しているが、同法に基づき策定された「第二次再犯防止推進計画」(令和 5 年 3 月 17 日閣議決定)では、児童生徒の非行の未然防止等のための学校における適切な指導等の実施について、「文部科学省は、警察庁、法務省及び厚生労働省の協力を得て、弁護士会等の民間団体にも協力を求めるなどし、いじめ防止対策推進法(平成 25 年法律第 71 号)等の趣旨を踏まえたいじめ防止のための教育や、人権尊重の精神を育むための教育と併せ、再非行の防止の観点も含め、学校における非行防止のための教育、性犯罪の防止のための教育、薬物乱用未然防止のための教育及び薬物再乱用防止のための相談・指導体制の充実、復学に関する支援体制の充実を図る」⁵²と記載されている。このように、児童生徒の非行の未然防止等の観点でも、人権(啓発のための)教育が必要であることが示されている。

⑥「部落差別の解消の推進に関する法律」の制定

部落差別(同和問題)に関する法律である「部落差別の解消の推進に関する法律」が、平成 28 年 12 月に公布されている。この法律は、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することを目的としている。

第 1 条では、部落差別の現状について、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題」と規定している。

第 5 条は、教育に関する条文となっており、国は、部落差別を解消するための必要な教育を行うこと、地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別を解消するための必要な教育を行うよう努めることとされている。この教育の実施に当たっては、同法の国会審議の中で、参議

⁵¹ 再犯を防止することにより、新たな犯罪被害者等を生じさせないという観点からは、個別的な人権課題の一つである犯罪被害者等にも関係するものとも言える。

⁵² 「第二次再犯防止推進計画」(令和 5 年 3 月 17 日閣議決定)

https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00036.html

院法務委員会において附帯決議⁵³がなされており、「教育及び啓発を実施するに当たっては、当該教育及び啓発により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等に配慮すること」とされている。

第6条は、部落差別の実態に係る調査に関する条文であり、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を国が行うこととされている⁵⁴。この調査結果は、令和2年6月に法務省から公表⁵⁵されているが、この中で、平成25年から29年までに教育委員会を含めた地方公共団体が把握する差別事例の調査が行われており、「教育委員会が把握した事案⁵⁶は、件数自体が少ないため分析は困難であるが、差別表現、特にインターネット上のものが多数を占めることなど、地方公共団体とおおむね同様の傾向がうかがわれる」とされている。また、一般国民に対する意識調査においては、部落差別又は同和問題という言葉聞いたことがあり、部落差別又は同和問題といわれているものがどういう内容のものか「知っている」又は「何となく知っている」と答えた者のうち、「部落差別が不当な差別であるのを知っているか」との問について、「知っている」(85.8%)、「知らない」(10.8%)、「部落差別は不当な差別ではない」(2.2%)などの順となっている。そして、調査全体の結果のまとめでは、「国民の多くが、部落差別は不当な差別であると認識していることは、これまで関係機関が行ってきた教育・啓発が一定の効果を上げていることを示すものであると言える」とした上で、「しかしながら、部落差別の事案が比較的多く発生している地域等において、教育・啓発に対して消極的な意識を持つものが比較的多いことにも留意が必要」とされている。また、「この問題に対する正しい理解の普及には、適切な教育・啓発が行われることが重要」であり、「教育・啓発が効果を上げるためには、その内容、方法等が、これを受ける側の国民から理解と共感を得られるものとしなければならず、「教育・啓発を行うに当たっては、その実態を踏まえて正確な情報を伝えとともに、他の人権課題に関する教育・啓発の必要性・重要性や地域の実情を考慮し、その頻度や内容が適切なものとなるよう意識することが必要」とされている。

第1条や第5条、附帯決議、部落差別の実態に係る調査の結果では、部落差別の解消には、人権教育が重要であることが示されている。

⁵³ 国会の衆議院や参議院の委員会が法律案を可決する際、当該委員会の意思を表明するものとして行う決議。法的拘束力はないが、法律の執行に当たっては、政府はこれを尊重することが求められる。

⁵⁴ 実態調査に関しても参議院法務委員会において附帯決議がなされており、実施に当たっては「調査により新たな差別を生むことがないように留意しつつ、それが真に部落差別の解消に資するものとなるよう、その内容、手法等について慎重に検討すること」とされている。

⁵⁵ 「部落差別の実態に係る調査結果報告書」(法務省人権擁護局令和2年6月)
<https://www.moj.go.jp/content/001327359.pdf>

⁵⁶ 学校のみならず、社会教育施設で把握した事案も含まれる。

⑦インターネット上の誹謗中傷への対応

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」⁵⁷（平成 20 年法律第 79 号）の平成 29 年改正では、18 歳未満の青少年利用者に対して、有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが、携帯電話事業者等に義務付けられた。この改正は、スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 経由のインターネット接続が普及し、フィルタリング利用率が低迷したため、その利用促進を図ることを目的としている。

インターネット上の誹謗中傷をはじめとする違法・有害情報の流通について総務省の違法・有害情報相談センターに寄せられる相談件数は、令和 4 年度も 5,745 件となっており、依然として高止まりしていることから、インターネット上の違法・有害情報の流通は引き続き深刻な状況であると考えられる。

これまで、その対策として、総務省では、「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」（令和 2 年 9 月公表）⁵⁸に基づき、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成 13 年法律第 137 号。以下「プロバイダ責任制限法」という。）の令和 3 年改正による発信者情報開示請求に係る裁判手続の迅速化（令和 4 年 10 月施行）⁵⁹や、ICT リテラシー教育の充実、相談対応の充実等に取り組んできた。

また、誹謗中傷等の違法・有害情報の削除等について、法制上の手当てを含め、①一定期間内の応答義務等を課すことによる対応の迅速化、②基準の策定や運用状況の公表等による透明化を、不特定者間の交流を目的とするサービスのうち、一定規模以上等のプラットフォーム事業者に求めることが適当と取りまとめた総務省有識者会議による報告書⁶⁰が、令和 6 年 2 月に公表された。本報告書を踏まえ、同年 3 月、プロバイダ責任制限法の一部改正法案⁶¹が国会に提出された。

また、⑥で述べた「部落差別の解消の推進に関する法律」の第 6 条に基づく調査の結果でも、インターネット上の差別表現の問題が指摘されている⁶²。インターネットとの正しい関わり方については、学習指導要領に盛り込まれている情報モラル教育に加え、人権教育の中でも取り上げていくことが必要である。

⁵⁷ 青少年のインターネットを適切に活用する能力の習得に必要な措置を講ずるとともに、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及その他の青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための措置等を講ずることにより、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにして、青少年の権利の擁護に資することを目的としている。第 9 条では、国や地方公共団体に対し、学校教育や社会教育、家庭教育において、インターネットの適切な利用に関する教育の推進に必要な施策を講ずることを求めている。

⁵⁸ https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/d_syohi/hiboutyusyou.html

⁵⁹ 令和 3 年改正法により、発信者情報開示請求について新たな裁判手続（非訟手続）が創設された。訴訟手続に比べて手続が簡易であるため、事件の迅速処理が可能とされる。

⁶⁰ 「プラットフォームサービスに関する研究会 第三次とりまとめ」

⁶¹ 本改正法案においては、法の題名を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」（情報流通プラットフォーム対処法）に改められることとされている。

⁶² 「インターネット上の同和地区に関する識別情報の摘示事案の立件及び処理について（依命通知）」

（平成 30 年 12 月 27 日付け法務省権調第 123 号法務省人権擁護局調査救済課長通知）では、「〇〇地区は同和地区であった（ある）。」などと指摘する識別情報の摘示は、原則として削除要請等の措置の対象とすべき」とされている。<https://www.moj.go.jp/content/001290357.pdf>

⑧「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」の制定等

アイヌの人々に関する法律として、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」が、平成 31 年 4 月に公布されている。この法律は、アイヌ施策の推進に関し、基本理念や国等の責務、政府による基本方針の策定などについて定めることにより、アイヌの人々が民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現を図り、全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的としており、第 3 条では、基本理念として、「アイヌ施策の推進は、・・・アイヌの人々が北海道のみならず全国において生活していることを踏まえて全国的な視点に立って行われなければならない」ことが規定されている。

そして、第 4 条では、「何人も、アイヌの人々に対して、アイヌであることを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されており、差別等の禁止が明記されている。第 5 条第 3 項では、「国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、アイヌに関し、国民の理解を深めるよう努めなければならない」と規定されており、教育活動にも触れられている。

同法の国会審議の中では、衆議院・参議院の国土交通委員会において附帯決議がなされており、「アイヌの人々に対する差別を根絶し、アイヌの人々の民族としての誇りの尊重と共生社会の実現を図るため、アイヌに関する教育の充実に向けた取組」の推進が必要とされている。

人権教育で扱う場合には、こうした観点を踏まえ、アイヌに関する理解を深めることが必要⁶³である。

また、令和 2 年 7 月には、アイヌ文化の復興・創造等の拠点として、北海道白老町に「民族共生象徴空間」（愛称：ウポポイ）が開業しており、北海道内外から多くの教育旅行生が訪れ⁶⁴、アイヌの歴史・文化について理解を深めるなど、教育活動においても重要な役割を果たしている。

⑨ハンセン病家族国家賠償請求訴訟判決の受入れ

令和元年 6 月に、熊本地方裁判所におけるハンセン病家族国家賠償請求訴訟⁶⁵について、原告勝訴の判決が出された。政府としてはこれを受け入れ、控訴を行わないという判断をし、当該判決を受け入れるに当たって、内閣総理大臣談話（令和元年 7 月 12 日閣議決定）が発表された。この中では、「かつて採られ

⁶³ 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について」（令和元年 6 月 6 日付け元文庁第 231 号文部科学事務次官通知）では、法の趣旨に沿って、アイヌ文化を継承する者の育成やアイヌに関する国民の理解の促進、アイヌ文化振興等に資する調査研究の推進等を図ることを、教育委員会や大学、研究機関、博物館等に求めている。

⁶⁴ 民族共生象徴空間（愛称：ウポポイ）へは年間約 6.7 万人の教育旅行生が来場した（令和 5 年度実績）。

⁶⁵ ハンセン病療養所入所者や社会復帰者の家族 561 名が、隔離政策により、ハンセン病患者だけでなく、その家族も偏見や差別の対象にされたとして国家賠償請求を求めたもの。

た施設入所政策の下で、患者・元患者の皆様のみならず、家族の方々に対しても、社会において極めて厳しい偏見、差別が存在した」とした上で、「患者・元患者やその家族がおかれていた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組めます」とされている。

この談話には、家族を対象とした新たな補償の措置を講ずることも盛り込まれており、令和元年 11 月には、「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」（令和元年法律第 55 号）が公布されている。この法律の前文では、「ハンセン病元患者家族等も、偏見と差別の中で、ハンセン病元患者との間で望んでいた家族関係を形成することが困難になる等長年にわたり多大の苦痛と苦難を強いられてきたにもかかわらず、その問題の重大性が認識されず、国会及び政府においてこれに対する取組がなされてこなかった。国会及び政府は、その悲惨な事実を悔悟と反省の念を込めて深刻に受け止め、深くおわびするとともに、ハンセン病元患者家族等に対するいわれのない偏見と差別を国民と共に根絶する決意を新たにするものである」⁶⁶と規定されている。

文部科学省においては、令和元年 10 月に「文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チーム」（座長：文部科学大臣政務官）を設置し、有識者ヒアリングを含む会議（9 回）と関係施設の視察（6 箇所）等を行い検討を進め、令和 3 年 9 月に取りまとめを行った。取りまとめでは、検討チームの議論を踏まえた当面の取組として、初等中等教育段階ではハンセン病に関する学習教材の充実及び活用促進、ハンセン病に関する人権教育を担う指導者への研修等の充実を挙げている。

令和 3 年 12 月には、（独）教職員支援機構が提供する校内研修用のオンライン動画シリーズの一つとして、「ハンセン病問題学習 差別の連鎖を断つ - ハンセン病問題から学び、伝える -」が公開された。この動画では、ハンセン病問題をどう学ぶかについて、ハンセン病回復者の声や、国の責任、歴史的経緯等を踏まえながら、自己を見つめ、社会の在り方を考えていくための学習について解説しており⁶⁷、教育委員会や学校研修での積極的な活用が期待される。

令和 5 年 3 月には、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会」において、「ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書」⁶⁸が取りまとめられ、教育の責任を改めて問うと同時に、ハンセン病に係る偏見差別の解消のために国などが実施すべき施策の方向性等について記載された。

⁶⁶ 同時に改正された「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成 20 年法律第 82 号）にも、これまで患者であった者等を対象としていた諸規定に家族が追加されている。なお、ハンセン病に関しては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（平成 10 年法律第 114 号）の前文でも「我が国においては、過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。このような感染症をめぐる状況の変化や感染症の患者等が置かれてきた状況を踏まえ、感染症の患者等の人権を尊重しつつ、これらの者に対する良質かつ適切な医療の提供を確保し、感染症に迅速かつ適確に対応することが求められている」と規定されている。

⁶⁷ <https://www.nits.go.jp/materials/intramural/100.html>

⁶⁸ https://pubpjt.mri.co.jp/pjt_related/kentoukai/jql43u00000010ff-att/kentoukai_20230331report.pdf

令和5年11月30日付で発出された文部科学省・厚生労働省・法務省の3省連名による「ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（通知）」⁶⁹では、ハンセン病問題に関する関係省庁の資料や事業を幅広く紹介しており、ハンセン病問題に関する教育を実施する際に参考にすることが期待される。

こうした国の責任や歴史的経緯等も踏まえつつ、学校において偏見差別が助長されうるという視点も持って、患者・元患者のみならず、その家族についても念頭におき、ハンセン病問題に関する人権教育を充実⁷⁰させることが必要である。

⑩新型コロナウイルス感染症による偏見・差別への対応

新型コロナウイルス感染症の影響がある中、我が国では、全国の学校現場の教職員をはじめとする教育関係者において、子供たちの学習機会の保障や心のケアなどに力を尽くして取り組んでいただいている。一方、新型コロナウイルスの感染が拡大する中で、医療従事者等の子供に対するいじめや、学校や学校関係者等への差別的な言動も報告された。こうしたことも踏まえ、これまで、新型コロナウイルス感染症に起因する偏見・差別を防止するため、令和2年8月に文部科学大臣からメッセージが出されるなど様々な取組が講じられており⁷¹、政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会の下に設置された「偏見・差別とプライバシーに関するワーキンググループ」では、新型コロナウイルス感染症に係わる偏見・差別等の実態やそれを踏まえた今後の取組等についてヒアリングや議論が行われ、把握した偏見・差別等の実態や、これに関する関係者の取組、そこから考察できる論点、国や地方公共団体、関係団体・NPO等が今後更なる取組を進めるに当たって踏まえるべきポイントと提言が、令和2年11月にとりまとめられた。この中では、偏見・差別をなくすための人権教育を充実させることが重要であり、感染状況が落ち着いている「平時」から取り組むべきこととされた。

また、令和3年2月には、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（平成24年法律第31号）が改正され、新型コロナウイルス感染症等による偏見・差別の防止について、国や地方公共団体の責務規定が新たに設けられた。同法改正の

⁶⁹ https://www.mext.go.jp/content/20231129-mxt_jidou02-000032905_01.pdf

⁷⁰ ハンセン病に関する人権教育の教材として、厚生労働省が作成している中学生向けパンフレット「ハンセン病の向こう側」があるが、令和2年発行分からは、パンフレットの別紙として「ハンセン病療養所の入所者・社会復帰者の家族の人権について考える」と「ハンセン病療養所入所者・社会復帰者の家族の声」が追加されている。

⁷¹ 例えば、令和2年2月と8月には、文部科学大臣メッセージが出され、学校関係で感染者等へのいじめや差別、偏見、誹謗中傷等が生じないよう、呼びかけられた。10月には「新型コロナウイルス 差別・偏見をなくそうプロジェクト」が発足し、子供たちが感染症に対する不安から陥りやすい差別や偏見などについて考えるきっかけとなる啓発動画や関連資料などが作成（文部科学省の監修の下、補助事業により、公益財団法人日本学校保健会が作成）され、学校で活用されている。また、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日（その後、数度にわたり変更）新型コロナウイルス感染症対策本部決定）でも、偏見・差別等の防止等に向けた普及啓発等や、学校でのいじめ防止等の必要な取組の実施などが盛り込まれた。

国会審議の中では、衆議院内閣委員会と参議院内閣委員会ともに附帯決議がなされ、その中で「国及び地方公共団体は、かつてハンセン病や後天性免疫不全症候群等の患者等に対するいわれなき差別や偏見が存在したことを重く受け止め、国民は何人に対しても不当な差別的取扱い等を行ってはならないことを明確にし、悪質な差別的取扱い等を行った者には法的責任が問われ得ること等も含めて周知（を徹底）⁷²するとともに、不当な差別的取扱い等を受けた者に対する相談支援体制の整備など、万全の措置を講ずること」が盛り込まれており、過去に生じた他の感染症による不当な偏見・差別と同様の過ちを繰り返さないようにしなければならない。

こうした内容も踏まえ、学校においても、いじめや偏見・差別等を防ぐ取組が重要である。

⑪「ビジネスと人権」に関する行動計画の策定

企業活動のグローバル化が進む中、企業活動における人権の尊重が国際的に注目されるようになり、2011年、国際連合の人権理事会決議で「ビジネスと人権に関する指導原則」（以下、「指導原則」という。）が全会一致で支持された。

日本ではこれまで、関係府省庁が、それぞれ人権の保護に資する様々な立法措置・施策を行い、企業はそれに対応してきた。しかしながら、現在の「ビジネスと人権」に関する社会的要請の高まりを踏まえれば一層の取組が必要と考えられることから、令和2年10月、指導原則の着実な履行の確保を目指すものとして、『「ビジネスと人権」に関する行動計画』（以下、「行動計画」という。）を策定した。

行動計画では、政府から企業への期待表明として、その規模、業種等にかかわらず、

- ・国際的に認められた人権及びILO宣言⁷³に述べられている基本的権利に関する原則を尊重すること、
- ・「指導原則」その他の関連する国際的なスタンダードを踏まえ、人権デュー・ディリジェンス⁷⁴のプロセスを導入すること、
- ・サプライチェーンにおけるものを含むステークホルダーとの対話を行うこと
- ・日本企業が効果的な苦情処理の仕組みを通じて、問題解決を図ること

が示されている。

また、「ビジネスと人権」に係る企業の行動を促す上では、社会全体で人権に対する理解を定着させることも重要である。この観点から、文部科学省における取組として、

⁷² 衆議院では「周知する」、参議院では「周知を徹底する」となっている。

⁷³ 労働における基本的原則及び権利に関するILOの宣言。

⁷⁴ 企業が、人権への影響を特定し、予防し、軽減し、そしてどのように対処するかについて説明するために、人権への悪影響の評価、調査結果への対処、対応の追跡調査、対処方法に関する情報発信を実施する一連の流れのこと。

- ・教育機関など関連機関に対して行動計画等を周知すること
- ・学校教育において、持続可能な社会の創り手の育成も目指している学習指導要領の趣旨も踏まえつつ、地域の実情や発達段階に応じながら学校教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育を引き続き推進することが定められている。

学校教育とのかかわりについては、「ビジネスと人権」に関する知識の習得を通じて児童生徒の視野を広げるとともに、学校や児童生徒をとりまく社会の安定と信頼、国際社会におけるこれからの日本の役割に係る考えを深める学習として、現在及び将来の人権尊重社会の在り方を主体的、対話的に学ぶ取組が期待される。

児童生徒が将来働くこととなる企業等において、上記のデュー・ディリジェンスやステークホルダーとの対話が求められるようになることも想定される。また、企業に対して、「ビジネスと人権」に係るより一層の取組を促すためには、社会全体としての人権に関する理解促進・意識向上も求められ、そのために学校教育が果たす役割は大きい。

これらの点も踏まえつつ、学校においては、子供たちが将来生きる社会では、よりグローバルな視点で人権に配慮することが一層求められる可能性も想定して、「ビジネスと人権」に関する指導を充実させていくことが重要である。

⑫「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」の制定

女性に関する法律として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（令和4年法律第52号）が令和4年5月に公布⁷⁵されている。この法律は、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とするものである。

第16条第1項では、「国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。」こと、同条第2項では、「国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。」ことが規定されており、教育活動にも触れられている。

⁷⁵ 施行期日は、令和6年4月1日。

⑬「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定

性的マイノリティに関する法律として、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が、令和5年6月に公布・施行されている⁷⁶。この法律は、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解が必ずしも十分でない現状に鑑み、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の役割を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性を受け入れる精神を涵養し、もって性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資すること」を目的としている。

第2条では、「性的指向」とは、「恋愛感情又は性的感情の対象となる性別についての指向」を、「ジェンダーアイデンティティ」とは、「自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識をいう」ことと定義されている。

第6条第2項では、「学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校をいい、幼稚園及び特別支援学校の幼稚部を除く。以下同じ。）の設置者は、基本理念にのっとり、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関するその設置する学校の児童、生徒又は学生（以下「児童等」という。）の理解の増進に関し、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境の整備、相談の機会の確保等を行うことにより性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する当該学校の児童等の理解の増進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策に協力するよう努めるものとする」こと、第10条第3項では、「学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の児童等に対し、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解を深めるため、家庭及び地域住民その他の関係者の協力を得つつ、教育又は啓発、教育環境に関する相談体制の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする」こととされ、教育活動にも触れられている。なお、第8条では、政府が性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する基本的な計画を策定しなければならない旨が規定されているが、関係省庁においては、法律の趣旨を踏まえ、当該基本計画の策定等を待たず、それぞれの所掌に関する分野にお

⁷⁶ 「「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（通知）」（令和5年6月23日付け5文科教第592号文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長通知）では、各学校設置者等においても、これまでも既に性的マイノリティの児童生徒等への対応に取り組まれているところだが、これまでの文部科学省の取組について改めて確認の上、引き続き適切に対応することを求めている。

ける性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する取組を推進することとしている。

参 考 資 料

○学習指導要領における人権教育の主な関係記述の例

○人権教育研究推進事業等における個別的な人権課題の実践事例

○「国際社会の主な動向」関係資料

- ・「人権教育のための世界計画」第1フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第2フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第3フェーズ
- ・「人権教育のための世界計画」第4フェーズ
- ・持続可能な開発のための2030アジェンダ
- ・児童の権利に関する条約
- ・「ビジネスと人権」に関する行動計画

○「国内の個別的な人権課題の主な動向」関係資料

＜法律等＞

- ・人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（抄）
- ・人権教育・啓発に関する基本計画
- ・いじめ防止対策推進法（抄）
- ・義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（抄）
- ・児童虐待の防止等に関する法律（抄）
- ・児童福祉法（抄）
- ・児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（抄）
- ・こども家庭庁設置法（抄）
- ・こども基本法（抄）
- ・こども大綱（抄）
- ・孤独・孤立対策推進法（抄）
- ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（抄）
- ・障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（抄）
- ・本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（抄）
- ・再犯の防止等の推進に関する法律（抄）
- ・第二次再犯防止推進計画（抄）
- ・部落差別の解消の推進に関する法律（抄）

- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院 法務委員会）
- ・ 部落差別の解消の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院 法務委員会）
- ・ 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（抄）
- ・ 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（抄）
- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律（抄）
- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（衆議院 国土交通委員会）（抄）
- ・ アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律案に対する附帯決議（参議院 国土交通委員会）（抄）
- ・ ハンセン病家族国家賠償請求訴訟の判決受入れに当たっての内閣総理大臣談話
- ・ ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律（抄）
- ・ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（抄）
- ・ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（抄）
- ・ 保護者、学校の教職員の皆さんへ文部科学大臣からのメッセージ
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する差別・偏見の防止に向けて文部科学大臣からのメッセージ
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法（抄）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院 内閣委員会）（抄）
- ・ 新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（参議院 内閣委員会）（抄）
- ・ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（抄）
- ・ 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（抄）

＜関係通知＞

- ・ 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（平成 27 年 4 月 30 日付け 27 文科初児生第 3 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長通知）
- ・ 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」の施行について（平成 28 年 6 月 20 日付け 28 生社教第 1 号文部科

- 学省生涯学習政策局社会教育課長・初等中等教育局児童生徒課長・高等教育局高等教育企画課長通知)
- ・「部落差別の解消の推進に関する法律」の施行について（平成 29 年 2 月 6 日付け 28 生社教第 15 号文部科学省生涯学習政策局社会教育課長・初等中等教育局児童生徒課長・高等教育局大学振興課長・専門教育課長通知）
 - ・アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律の施行について（令和元年 6 月 6 日付け元文庁第 231 号文部科学事務次官通知）
 - ・ハンセン病元患者に対する補償金の支給等に関する法律、ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律等の施行について（令和元年 11 月 25 日付け元教参学第 30 号文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・生涯学習推進課長・初等中等教育局児童生徒課長・高等教育局大学振興課長・専門教育課長通知）
 - ・文部科学省ハンセン病家族国家賠償請求訴訟を踏まえた人権教育推進検討チームの当面の取組について（令和 3 年 10 月 4 日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、初等中等教育局児童生徒課事務連絡）
 - ・生徒指導提要の改訂について（令和 4 年 12 月 6 日文部科学省初等中等教育局児童生徒課事務連絡）
 - ・北朝鮮当局による拉致問題に関する映像作品の活用促進等について（令和 5 年 4 月 24 日付け閣副第 255 号・5 文科初第 137 号国務大臣（拉致問題担当大臣）・文部科学大臣）
 - ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の公布について（令和 5 年 6 月 23 日付け 5 文科教第 592 号文部科学省総合教育政策局長・初等中等教育局長・高等教育局長通知）
 - ・ハンセン病問題に関する教育の更なる推進について（令和 5 年 11 月 30 日付け 5 初児生第 22 号・健生難発 1130 第 1 号・法務省権啓第 99 号文部科学省初等中等教育局児童生徒課長・教育課程課長・総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長・高等教育局大学教育・入試課長・厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課長・法務省人権擁護局人権啓発課長通知）
 - ・文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針について（令和 6 年 1 月 17 日付け 5 文科初第 1788 号文部科学省総合教育政策局長、初等中等教育局長、高等教育局長、スポーツ庁次長、文化庁次長通知）